

《鳴門市農業委員会 1月総会 議事録》

開催日時 令和8年1月28日(水) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員	1 番	栗田	和美	2 番	石園	順市	3 番	稲木	伸顕
	4 番	井上	富夫	5 番	大西	善郎	7 番	海山	貞佳
	8 番	川添	誠司	9 番	小林	幸男	10 番	里見	廣治
	11 番	杉本	英昭	12 番	高田	吉敏	13 番	竹村	昇
	14 番	中井	弘	15 番	西川	公昭	16 番	西川	美鈴
	18 番	林	博子	19 番	藤江	厚子	20 番	向	栄治

欠席委員 6 番 小川 佳 17 番 濱堀 秀規

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6 件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	3 件
議案第3号 買受適格証明願について	1 件
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について (所有権移転)	1 件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7 件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	2 件
③ 非農地証明願について	1 件
④ 地目照会について	5 件

事務局長 定刻が参りましたので、ただいまから令和8年1月の農業委員会を開催いたします。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いいたします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。進行につきましては大西会長よりお願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、10番 里見委員さん、12番 高田委員さんをお願いいたします。
それでは、これより議案に基づき議事を進行させていただきます。

 『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 6件>
 ・申請番号1～6について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

井上委員 4番。譲渡人は財産整理として農地を処分したいと考えており、様々検討していたところ、藍住町の認定農業者である譲受人と話がまとまり、本申請にいたしました。
譲受人は大麻町と藍住町で約1.7haのカリフラワーを栽培しています。
申請地はすでに譲受人によってカリフラワーが栽培されており、取得後も引き続きカリフラワーを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

竹村委員 13番。譲受人は申請地のすぐ近くに家を持っており、週に5日ほどはそこに滞在しています。元々の知り合いであった譲渡人から売買の話があり、本申請に至りました。
新規就農にあたりますので、譲受人との面談及び現地確認を行い、今後の耕作について必要なことを確認しました。
取得後はすだち、キャベツ、キクラゲを栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できていますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長	ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号２番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。
委員一同	<異議なし>
大西会長	無いようでございますので、申請番号２番については原案どおり許可といたします。 次に、申請番号３番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。
川添委員	８番。譲渡人は財産整理として農地を処分したいと考えていました。 申請地は土手の内側で道路から低い位置にあり、隣にある譲受人の梨畑を通らないと入るのが難しい位置にあったため、話を持ちかけたところ、贈与の話がまとまり、本申請に至りました。 譲受人は大津町で梨を栽培しています。申請地は現在、休耕地となっていますが、取得後は隣接する農地と一体的に利用する予定です。 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
大西会長	ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号３番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。
委員一同	<異議なし>
大西会長	無いようでございますので、申請番号３番については原案どおり許可といたします。 次に、申請番号４番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。
井上委員	４番。譲渡人は県外に住んでおり、これまで申請地は別の農業者に貸付し、耕作を行っていましたが、この度、地元に住む弟に農地を贈与することとなり、本申請となりました。 譲受人は、自身の農地で柑橘と大根等を２０年以上栽培しており、また市外の農地で１０年以上の水稻の耕作経験を持っています。 申請地は水稻が栽培されており、取得後も引き続き水稻を栽培する計画です。 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
大西会長	ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号４番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。
委員一同	<異議なし>
大西会長	無いようでございますので、申請番号４番については原案どおり許可といたします。 次に、申請番号５番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

高田委員	12番。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、譲受人の親の代から借受け、耕作していました。 譲渡人は県外に住んでおり、財産整理として農地を処分したいと考えていたため、これまで耕作してくれていた譲受人に所有権移転の話をし、本申請となりました。新規就農にあたりますので、譲受人との面接を行い、今後の耕作について必要なことを確認しました。 申請地は自家消費用にイチゴや大根などを栽培し、現在植わっている柿やビワの木なども引き続き栽培する計画です。 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
大西会長	ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号5番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。
委員一同	<異議なし>
大西会長	無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。 次に、申請番号6番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。
杉本委員	11番。譲渡人は財産整理として農地を処分したいと考えていたところ、元々知り合いであった大津町の認定農業者である譲受人と話がまとまり、本申請にいたしました。 申請地はこれまでも甘藷が栽培されており、今後も甘藷を栽培する計画です。 適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請について、許可しても問題無いと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
大西会長	ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号6番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。
委員一同	<異議なし>
大西会長	無いようでございますので、申請番号6番については原案どおり許可といたします。 以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。 次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。事務局より、申請内容の説明をお願いします。
事務局係長	<2. 農地法第5条の規定による許可申請について 3件> ・申請番号1～3について申請内容説明
大西会長	次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を求めます。
竹村委員	13番。譲受人は阿南市に本店を置く法人で、申請地付近にある鳴門工場の拡張を計画しています。

令和2年に新工場が完成しましたが、更に同じ規模の工場を新設することを計画していることから、工場立地法の規定による工場完成後の緑地面積を確保するため、申請地を緑地に転用する目的で今回の申請となりました。

事業計画では、整地のみ行い、早生樹を植樹します。

排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、川崎橋から南東へ約540mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外申請がなされており、その手続きが完了しています。

なお、譲受人は鳴門工場拡張のため、周辺の土地を段階的に取得しており、過去にも農地転用許可を受けておりますが、すべて工事が完了しています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。

申請番号1番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号2番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を願います。

竹村委員

13番。譲受人が取得予定である隣接農地の耕作に農業用機械が必要であり、機械置場として、隣接農地の取得と同時に申請地を取得することで、譲渡人と話がまとまったため、今回の申請となりました。

事業計画では、新たな工事の計画はないとのこと。

排水については、雨水のみであり、地下浸透とすることとしており、地元水利組合の同意を得ています。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。
ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いします。

事務局係長

申請地は、春日橋から南東へ約450mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。

第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行令第11条第1項第2号イ「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当しており、許可することができます。

また、地域計画について、農業上の利用に関するものは事後の変更が可能であるため、今回の許可申請を受付けています。

なお、申請地について、すでに砂利敷きされており、今後このようなことが

ないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。

申請番号２番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号２番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号３番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いいたします。

向委員

２０番。申請番号３。

貸人、借人は親子関係にあり、隣接地に２世帯住宅を建築予定ですが、駐車スペースが不足するため、申請地を駐車場とする農地転用の許可申請を行おうとしたところ、申請地内にある倉庫について、農地法上の手続きが行われていないことが判明しました。そこで適法状態とするため、倉庫敷地も含める今回の申請となりました。

事業計画では、現状のまま使用することと、新たな工事は行いません。

排水は雨水のみであり、西側水路に放流することとします。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長

申請地は、旧鳴門東小学校から南へ約１５０ｍに位置しており、市街化調整区域内の１０ｈａ未満の広がり、無第２種農地に該当します。

今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。

また、今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは、お諮りいたします。

申請番号３番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号３番については原案どおり許可といたします。

以上で『議案第２号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第３号』買受適格証明願についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

<３．買受適格証明願について　１件>

・申請番号１について申請内容説明

大西会長 この案件は、私の案件でございますので、私の方から説明させていただきます。

申請人の父が、申請地南側に農地や山林を所有しております。
その農地等を利用している申請人が、申請地を通らなければ農地等に行くことができないことから、入札手続きをとることになったため今回の申請となりました。

事業計画では、すでに舗装され住宅等の敷地の一部として利用されているため、新たな工事の計画はないとのことです。

排水については、雨水のみであり、排水路に流入するよう傾斜がかかっているため問題ないとのことです。

周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題ないと考えておりますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いします。

事務局係長 申請地は、桜井集会所から西へ約390mに位置しており、都市計画区域外の10ha未満の広りの無い第2種農地に該当します。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

また、適格証明書交付後の事務を迅速に行うため、申請人が最高価申込者、いわゆる落札者となり、5条許可申請書を提出した場合、会長が証明書交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することも同時に諮っていただきたいと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長 それでは、お諮りいたします。

申請番号1番について、承認すること、及び申請人が最高価申込者となり、法第5条の許可申請があった場合には、会長が交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認するいたします。

以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 <4. 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について（所有権移転） 1件>

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

質問・ご意見等はないようでございますので、採決いたします。

『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

それでは、『議案第４号』については意見なしと回答することといたします。
以上で、『議案第４号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括の説明を求めます。

< 6. 報告事項 15件 >

- | | |
|---|-----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 7 件 |
| ② 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) | 2 件 |
| ③ 非農地証明願について | 1 件 |
| ④ 地目照会について | 5 件 |

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

他に、何かございませんか。事務局はありませんか。

ありません。

無いようでございますので、これもちまして令和8年1月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時37分
令和8年1月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 里見 廣治

議事録署名者 高田 吉敏